八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十条の二、第五十五条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五条の六、第七十二条第一項、第七十六条の三第一項、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項及び第七十六条の十四第一項			
（略）			
第三十四条第一項	第一項から第三項までの規定又は交渉法第二十条		
	（略）		
	第三項、交渉法第二十条の規定又は昭和六十年改正法附則第五十六条第二項		
（略）			
第四十三条の二第一項及び附則第九項	一　請求者の生年月日及び住所		
	二　年金手帳の厚生年金保険の記号番号		
	一　氏名、生年月日及び住所		
	二　個人番号又は基礎年金番号		
（略）			
（削る）			

八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十条の二、第五十五条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五条の六、第七十二条第一項、第七十三条第二項、第七十六条の三第一項、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項、第七十六条の十四第一項及び第七十六条の十五第二項			
（略）			
第三十四条第一項	第一項から第三項までの規定又は交渉法第二十条		
	（略）		
	第三項、交渉法第二十条の規定又は昭和六十年改正法附則第五十六条第二項		
（略）			
第四十三条の二第一項第二号及び附則第九項第二号	年金手帳の厚生年金保険の記号番号		
	基礎年金番号		
（略）			
第八十一条第一項	取得した者		
	取得した者（既に国民年金法施行規則第十条第一項第二号又は第三項の規定により年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。）		